

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。今回の条例改正は、地方税法の一部改正に伴い、議案第3号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）と同様に、介護保険料の延滞金等の利率の見直しに係る特例措置を改めようとするものです。改正内容につきましては、多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、3ページをご覧ください。延滞金の割合の特例、附則第6条を改正することにより、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合は、その年中において、延滞金14.6%の部分を、当該特例基準割合に7.3%を加えた割合にし、7.3%部分を、特例基準割合に1%を加えた割合にしようとするものです。1ページの下段をご覧ください。附則として、第1条で、この条例を平成26年1月1日より、施行し、第2条で、この条例の規定を施行日以降の延滞金に適用し、施行日前の延滞金は従前の例としようとするものです。以上で、議案第4号 多度津町介護保険条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。